

犬の飼い主の皆さまへ

令和9年
3月2日から

狂犬病予防注射の ルールが変わります！



狂犬病予防法施行規則の改正により、狂犬病予防注射の
接種時期と注射済票の交付ルールが変更されます。

①接種時期



これまで
毎年
4月1日～6月30日
に接種



令和9年3月2日から

1年を通して接種できます

☒ 年1回の接種義務は変わりません。

前回の接種から約1年後を目安に
接種してください。

②注射済票の交付ルール

これまで
3月2日～3月31日に接種した場合
翌年度の注射済票を交付

令和9年3月2日から

接種した年度の注射済票を交付

例

令和9年3月2日～3月31日に接種

①

令和8年度の注射済票を交付

令和9年4月1日以降に接種

②

令和9年度の注射済票を交付

🐾 狂犬病予防注射は犬の飼い主の義務です

生後91日以上の子犬は、**年1回の狂犬病予防注射**を受ける必要があります。
犬の登録や注射済票の装着も、法律で義務付けられています。

お問い合わせ

船橋市保健所 衛生指導課
動物愛護指導センター

☎047-409-2598
☎047-435-3916